

花きに関する追加措置の対象となる資材等の掛かり増し経費の考え方

○追加措置の対象となる資材等の取り組みの掛かり増し経費の考え方

生産者独の取組として、「新たな資材の購入経費」、「通常使っている資材の使用量の増加分」に加えて、産地の取組として、「新たに地域でまとめて取り組む資材の経費」が対象。産地の取組については、産地(=追加取組一覧表の注5にある実施主体)で、導入拡大を進めている資材を整理し、説明できるよう準備しておく必要があります。

※地域又は生産者がまとめて資材等を導入する際の実施主体名(産地)

⇒JA○○やJA○○ △△部会等のこと

事業実施主体(再生協)とは異なります。

各実施主体(部会等)で、導入拡大を進める資材を生産者に示すことが必要になります。普及センターへも、各JAから相談がありますので、対応についてご協力をお願いします。

Q1. 今回の追加措置では、新たな資材の購入経費についても支援対象としており、その取組例として「優良な種苗の購入・更新」も対象とするとされているが、優良な種苗とは具体的にどのようなものを指すのか。

A1. 例えば、種苗メーカー等により品質が担保された種苗のことを指します。

Q2. バラ、ガーベラは複数年にわたり周年栽培を行うが、株の老齢化による生産性の低下を考慮し、バラは概ね4年、ガーベラは概ね2年のサイクルで、毎年5月頃に次期作に向けて株を改植しますが、生産性の向上を目的に行う株の改植であれば、今回の追加措置対象として申請してもよいか。
なお、この場合において、追加措置対象となる種苗は、新たに導入する品種のみに限られるのか。

A2. 生産性の向上を目的であると説明できる場合は、同じ品種でも、改植にかかる種苗費はすべて対象といえます。

Q3. Q2とも関連するが、大鉢サイズでの出荷販売に向けて、複数年にわたり栽培する観葉植物（スパティフィラム、アンズリウムなど）の場合における申請の考え方はどうか。

A3. 新たな資材の購入経費として、新たな品種の導入費用、通常使っている資材の使用量の増加分の経費として、規模拡大に必要な種苗の購入費用が対象です。

Q4. キク、カーネーション、トルコギキョウ、ストックなど単年作の切花栽培での種苗更新における支援の考え方はどうか。

A4. 新たな資材の購入経費として、新たな品種の導入費用、通常使っている資材の使用量の増加分の経費として、規模拡大に必要な種苗の購入費用が対象です。

また、部会等で推奨している品種の購入費用は対象となりますので、予約注文票や栽培暦が証拠となりますので、準備をお願いします。

Q5. Q4とも関連するが、単年作である鉢花（ミニバラ、洋ラン等）、観葉植物（ドラセナ類、シクラメン等）、花き苗類（パンジー・ビオラ、ペチュニア等）の場合における支援の考え方はどうか。

A5. A3と同様です。

Q6. 高収益作物の生産性向上等に資する農業機械格納庫であれば、追加措置対象となるとのことであるが、当該格納庫とは、高収益作物の次期作に使用する農業機械のみが格納されたものでなければ対象とならないのか。

高収益作物以外の農業機械、生産資材等が合わせて格納されるようなものは対象外であるか。

A6. 現場（実務担当者）向け Q&A の問4-2、問4-13 のとおり
高収益作物に活用していることが前提となります。